



平成26年12月17日

各 位

会社名 株式会社 ホットリンク
代表者名 代表取締役社長CEO 内山 幸樹
(コード番号: 3680 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO 高尾 秀四郎
(TEL. 03-5745-3900)

第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項付） の発行及びファシリティ契約に関するお知らせ

当社は、平成26年12月17日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及びファシリティ契約の締結を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成27年1月7日
(2) 発行新株予約権数	13,630個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり590円（総額8,041,700円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,363,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は889円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、1,363,000株です。
(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,657,990,700円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額1,223円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は「別紙株式会社ホットリンク第17回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項第16項第(3)号をご参照ください。」に、当該効力発生日の前取引日（以下「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の取引日をいいます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）
(9) その他	当社は、SMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約に

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>において、S M B C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められます。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社と S M B C 日興証券との間において本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(1) 資金調達方法の概要」をご参照ください。</p>
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少いたします。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは「ビッグデータ×ソーシャル×クラウド」を事業コンセプトとし、ソーシャル・ビッグデータを活用する SaaS ツールの提供 (SaaS 事業)、ソーシャル・ビッグデータを活用する他のプレイヤーに対して、ソーシャル・ビッグデータや、その解析エンジンを供給するソリューション事業の2つの事業を展開しております。

当社グループを取り巻く環境においては、SNS と呼ばれる Facebook、Twitter、Google+、LINE 及び Sina Weibo 等、主要なソーシャルメディアサービスの MAU (Monthly Active User) が単純合計で 39 億人を超え (出所: ガイアックス・ソーシャルメディア・ラボ)、ソーシャルメディアはもはや生活になくなくてはならないものになったと言えます。

このようなソーシャルメディアの普及に伴い、マーケティング分野のみならず、様々な業界、分野でのソーシャルメディアの活用が進んでおります。

このソーシャルメディアにまつわる業界は、データ保有プレイヤー、データ流通プレイヤー、データ活用プレイヤーの3つのプレイヤーによって構成されております。以下、国内視点とグローバル視点での主なプレイヤーを例示します。

(国内視点)

データ保有プレイヤー: Twitter, Inc.、Facebook, Inc.、株式会社サイバーエージェント (アメーバブログ)、ヤフー株式会社 (Yahoo! 掲示板等) 等

データ流通プレイヤー: 当社 (全言語の Twitter/アメーバブログ等、Yahoo! 掲示板、2ちゃんねる)、株式会社 NTT データ (日本語の Twitter)

データ活用プレイヤー: 当社 (ソーシャルメディア分析ツール)、ウイングアーク 1st 株式会社 (BI ツール)、株式会社野村総合研究所 (テキストマイニングツール)、シナジーマーケティング株式会社 (CRM ツール) 等

(グローバル視点)

データ保有プレイヤー: Twitter, Inc.、Facebook, Inc.、Google Inc. (Blogger)、Foursquare Labs, Inc.、WordPress.com、Disqus, Inc.、Tumblr, Inc.、StockTwits Inc. 等

データ流通プレイヤー: Topsy Labs, Inc. (全言語の Twitter 等)、Gnip, Inc. (全言語の Twitter 等)、Datasift Inc. (全言語の Twitter 等)、Effyis, Inc. (Socialgist、Weibo データ、掲示板データ等) 等

データ活用プレイヤー: Oracle Corporation、IBM Corporation、Salesforce.com, Inc.

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

BrandWatch Technologies, Inc. (ソーシャルメディア分析ツール、BI ツール、テキストマイニングツール、CRM ツール等) 等

そしてデータ保有プレイヤーが生み出すソーシャルメディアデータの種類の多様化し、また、データ量が肥大化するに伴い、多様なソーシャルメディアデータを一括で、かつ安定的に、漏れ無く収集したいというデータ活用プレイヤーからのニーズが高まっています。従って、それら2つのプレイヤーをつなぐデータ流通プレイヤーの役割が益々重要になってきております。

そのような状況の中、ソーシャルメディアのデータ流通プレイヤーとして、グローバル市場におけるキープレイヤーの1社であった Topsy Labs, inc. は 2013 年 12 月に Apple, Inc. に買収され、同じく当社と業務提携契約を締結している Gnip Inc. も 2014 年 4 月に Twitter Inc. に買収されるなど、業界の統合、再編が起こっております。

このような事業環境下において、要となる世界的なソーシャルメディアのデータ流通プレイヤーの重要な地位を確保することは、今後のソーシャルデータ活用の業界において極めて重要であると考えております。

当社グループは、ソーシャルメディア活用の戦略として次の3つを展開しております。

1. マーケティング分野での浸透
2. 多様な産業への展開及びデータ流通プレイヤーの地位確立
3. 海外展開

そして、今回の資金調達は、米国事業会社の買収資金のためであり、かかる買収によりデータ流通プレイヤーの世界的な地位を獲得し、現在進めております戦略の上記2.と3.を加速することを企図しております。

具体的には、海外展開の具現化を図るべく、データ流通プレイヤーにおいて、現在、世界で唯一中国版の Twitter と呼ばれる Sina Weibo の販売権を持つ Effyis, Inc. (以下「Effyis 社」といいます。) 株式を 100% 取得する予定です。Effyis 社は 2000 年 5 月にソーシャルメディアデータ提供会社として設立された米国ミシガン州のベンチャー企業です。主なサービスは、Sina Weibo を始め、世界中の BBS サイト、Q&A サイト、レビューサイト、オンライン動画サイト等のソーシャルメディアデータであり、マーケティングプラットフォーム提供企業、ソーシャルメディアデータ分析企業、ソーシャルメディアデータ提供企業、及びビジネスインテリジェンスツール提供企業等に販売しております。中でも中国のソーシャルメディアのモニタリングや分析に関するニーズが急速に高まっており、現在、Sina Weibo その他のソーシャルメディアデータの売上が拡大していることから、今後も成長が加速するものと考えております(詳細については、平成 26 年 11 月 9 日付「米国 Effyis, Inc. の買収に関するお知らせ」及び平成 26 年 12 月 17 日付「米国 Effyis, Inc. の買収について、支払い方法の変更に関するお知らせ」をご参照ください。)

買収の効果としては、現在、統合・再編が起こっているグローバルのソーシャルメディア業界におけるデータ流通プレイヤーのキーポジションが獲得できる グローバル市場において当社事業と同規模の売上・利益及び事業・サービス・顧客基盤を獲得できる 大手グローバル企業と対等にビジネス上の関係構築を可能とするグローバル人材を確保できる等です。また、今後の当社既存製品の展開としては、Sina Weibo データ提供サービスの機能拡張や、Sina Weibo データを基にした中国のリスク検知サービスの開始や当社製品(クチコミ@係長)の海外版の提供などにも繋げることが可能となることが挙げられます。

Effyis 社買収のために当該買収完了時(平成 27 年 1 月を予定しております。)に支払う株式取得資金総額 22 百万米ドル(1 米ドル = 118 円として約 2,596 百万円、以下為替レートにつき同じです。)は、一時的にはそのうち 2,100 百万円を銀行からの短期借入金、差額の 496 百万円については手元資金にて支出いたします。今回の資金調達については、平成 27 年 3 月末までに当該短期借入金の返済に充当する予定です。残額が生じた場合には、遅くとも平成 29 年 12 月までに、国内外問わずソーシャル・ビッグデータ領域の企業(想定する買収規模として 100 百万円から 500 百万円未満)を主軸とした買収資金

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

として適宜充当する方針であります。なお、当該資金は買収資金にのみ充当する方針であるため、買収資金以外への充当は予定しておりません。

なお、上記充当時期までは、銀行預金等による安定的な資金管理を図る予定です。但し、当社株式の株働動向等の状況により、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合は、当該短期借入金を長期借入金に切り替えて、長期に亘って返済することや、自己資金を充当すること、もしくは他のエクイティ性資金の調達等により充当することも検討してまいります。また、本資金調達は既存株主の利益に配慮しつつ自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることも目的としております。

具体的な今般の資金調達方法を選択した理由につきましては、後記「3．資金調達方法の概要及び選択理由(2)資金調達方法の選択理由」、具体的な資金使途につきましては、同「4．調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。当社グループは、今般の資金調達の達成により将来的に企業価値の向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと確信しております。

3．資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がS M B C日興証券に対し、行使期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別添の新株予約権発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当の方法によって割当て、S M B C日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はS M B C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とS M B C日興証券との間において本ファシリティ契約を締結する予定です。本ファシリティ契約は、当社とS M B C日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間（以下に定義します。）中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、S M B C日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。

S M B C日興証券は、平成27年1月8日から平成29年11月30日までの期間（以下「ファシリティ特約期間」といいます。）においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほか、本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、ファシリティ特約期間において、本ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、S M B C日興証券に対して本新株予約権の行使を要請する期間（以下「行使要請期間」といいます。）及び行使要請期間中にS M B C日興証券に対して行使を要請する本新株予約権の個数（以下「行使要請個数」といいます。）を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、S M B C日興証券に対して通知（以下「行使要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、S M B C日興証券は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。但し、S M B C日興証券は、本新株予約権を行使する義務は負いません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、400個以上、9,700個以内の範囲です。

当社は、S M B C日興証券に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。但し、行使要請通知に係る残存行使要請期間（撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいいます。）が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

約3年間の行使期間のうち最後の1か月間は、自由裁量期間となり、S M B C日興証券は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

S M B C日興証券は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（但し、終値のない日は除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合には、いつでも、S M B C日興証券の選択により当社に対して書面で通知することにより、残存する本新株予約権の全部の取得を請求することができます。当社は、取得請求に係る書面を受領後、当該取得請求に基づく本ファシリティ契約上の義務の履行として、S M B C日興証券に対し、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨を速やかに書面にて通知したうえで、取得請求に係る書面を受領した日から1ヵ月が経過するまでの日に、本新株予約権1個当たり590円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。

（2）資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、米国に本社を置く、ソーシャルメディアデータのアクセス提供事業を営むEffyis社買収のための株式取得資金総額約2,596百万円のうちの一部を調達することを目的としております。当社は、かかる買収により、データ流通プレイヤーの世界的な地位を獲得し、現在進めております戦略の「多様な産業への展開及びデータ流通プレイヤーの地位確立」と「海外展開」を加速することを企図しております。

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数97,327個（平成26年6月30日現在）に対して14.00%の希薄化が生じます。

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達も検討いたしましたが、今回の資金調達は「2．募集の目的及び理由」記載の3つの戦略に則ったものであるため、エクイティ性資金の調達が望ましいと考えました。また、財務健全性の強化を図ることが可能な資金調達を行うことを重点に置いているためエクイティ性資金の中でも市場動向を鑑みて、既存株主にとって出来るだけ影響が少ない手法での調達が最適であると考えておりました。そのような状況の中、S M B C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とS M B C日興証券との間において本ファシリティ契約を締結する予定です。本ファシリティ契約は、上記「3．資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とS M B C日興証券との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、S M B C日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。本ファシリティ契約上、S M B C日興証券は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができる調達手段であると考えられます。さらに、上記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式は1,363,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を抑えながら自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能であると考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する本資金調達方法の特徴及び他の資金調達方法との比較を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

【本資金調達方法の特徴】

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使の制限

ファシリティ特約期間においては、(i)当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であり、(ii)当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、S M B C日興証券は本新株予約権を行使できないこととされます。

希薄化

本新株予約権の目的である当社株式の数は1,363,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数97,327個(平成26年6月30日現在)に対する希薄化率は14.00%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落による当社株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

割当予定先との約束事項

当社は、S M B C日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、S M B C日興証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、当社が残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり590円の支払を完了した日又は平成29年12月29日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(但し、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定であります。

譲渡制限

S M B C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととされます。

本新株予約権の取得請求

当社は、S M B C日興証券との間で、本新株予約権の取得について、本ファシリティ契約において、以下の合意をする予定であります。

S M B C日興証券は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(但し、終値のない日は除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合には、いつでも、S M B C日興証券の選択により当社に対して書面で通知することにより、残存する本新株予約権の全部の取得を請求することができます。当社は、取得請求に係る書面を受領後、当該取得請求に基づく本ファシリティ契約上の義務の履行として、S M B C日興証券に対し、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨を速やかに書面にて通知したうえで、取得請求に係る書面を受領した日から1ヵ月が経過するまでの日に、本新株予約権1個当たり590円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(エ)のようなデメリットがあります。

- (ア)本新株予約権による資金調達には、S M B C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の個数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、「1．募集の概要」(5)に記載された資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ)本新株予約権は、「1．募集の概要」(6)に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、S M B C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても「1．募集の概要」(5)に記載された資金調達の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ)第三者割当方式という当社とS M B C日興証券のみの契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- (エ)本ファシリティ契約において、S M B C日興証券は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、S M B C日興証券が本新株予約権を行使しない場合には、その行使されなかった本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の資金調達がなされないこととなります。

【他の資金調達方法との比較】

公募増資による当社株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。

第三者割当による当社株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「M S C B」といいます。)は、M S C Bの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が権利行使の量とタイミングをコントロールすることができず、機動性及び希薄化の観点から適当ではないと考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるのが考えられます。

- ⑥ 借入により全額調達した場合、自己資本の充実を実現し、今後の借入による調達余力を維持し、財務戦略の柔軟性を確保するという目的を達成することが出来ず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権に係る調達資金	1,674,990,700 円
本新株予約権の払込金額の総額	8,041,700 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,666,949,000 円
・ 発行諸費用の概算額	17,000,000 円
・ 差引手取概算額	1,657,990,700 円

- (注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権に係る調達資金、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 1,657,990,700 円です。

具体的な用途については、グローバルでの事業展開及び、競争力強化を加速度的に進める上で、現在、世界で唯一中国版の Twitter と呼ばれる Sina Weibo の販売権を持つ Effyis 社買収のための株式取得資金総額約 2,596 百万円のうちの一部を調達することを目的としております。当社は、当該買収完了時に支払う株式取得資金に充当するために金融機関から短期借入れにより 2,100 百万円(以下「当初借入金」といいます。)を調達します。当社は、上記差引手取概算額を、平成 27 年 3 月までに当初借入金の返済に充当する予定です。残額が生じた場合には、遅くとも平成 29 年 12 月までに、主に国内外問わずソーシャル・ビッグデータ領域の企業(想定する買収規模として 100 百万円から 500 百万円未満)を主軸とした買収資金として適宜充当する方針であります。なお、当該資金は買収資金にのみ充当する方針であるため、買収資金以外への充当は予定しておりません。

なお、上記充当時期までは、銀行預金等による安定的な資金管理を図る予定です。

また、本新株予約権の発行及び行使による資金調達が出来ない場合、当初借入金を長期借入金に切り替えて、長期に亘って返済することや、自己資金を充当すること、もしくは他のエクイティ性資金の調達等により充当することも検討してまいります。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当先による本新株予約権の行使により資金調達を、Effyis 社買収のための株式取得資金のうち、当初借入金の返済に 2,100 百万円を充当することで、自己資本の充実を実現し、今後の借入による調達余力を維持し、財務戦略の柔軟性を確保するという目的を達成すること、また、Effyis 社を買収することで成長戦略を着実に進めることは、当社の経営上、資金使途として合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額となる590円としました。なお、当該算定機関は、当社株式の株価(1,111円)、当社株式の流動性、株価変動率(89.92%)、配当利回り(0%)、無リスク利率(0.017%)及び当社の資金調達需要等を勘案し、当社の行動について均一の数(400個)を一定の間隔(20取引日に一度)で割当予定先に行使要請を行い、以降本新株予約権が残存する限り当社が行使期間中に行使要請を繰り返し、行使要請の撤回を行わないこと、20連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、割当予定先の請求に基づき残存する本新株予約権の取得を行うこと、また、割当予定先は、行使要請に基づき随時(1日当たり約20個)権利行使を行うことを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについての当社の法律顧問の助言を参考にしつつ、また、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、行使価額は当初、平成26年12月16日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

これらの結果、本日現在において当社監査役全員から、本新株予約権の発行条件が有利発行には該当せず、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数97,327個(平成26年6月30日現在)に対して14.00%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社株式の上場来(平成25年12月から平成26年11月まで)の1日当たりの平均出来高は687,516株であり、直近6か月間(平成26年6月から平成26年11月まで)の同出来高においても、456,952株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社株式数1,363,000株を行使期間である約3年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は約1,900株(平成26年6月から平成26年11月までの直近6か月間の1日当たり平均出来高の0.28%)、また、今回の資金調達の大部分を充当する当初借入金の返済の充当予定時期である平成27年3月までの約3か月間で全て行使とした場合の1日当たりの数量は約24,000株(同期間の1日当たり平均出来高の5.25%)となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。

また、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	S M B C日興証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 久保 哲也
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等
(5) 資 本 金	100億円
(6) 設 立 年 月 日	平成21年6月15日
(7) 発 行 済 株 式 数	200,001株

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	8,884人		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当該会社が当社の株式 32,500 株（平成 26 年 11 月 30 日現在。平成 26 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式に係る総議決権数の 0.33%）を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
（平成 26 年 3 月末現在）			
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除きます。）			
決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
連結純資産	458,694	516,883	589,314
連結総資産	8,276,730	6,753,074	7,204,970
1 株当たり連結純資産（円）	2,293,458	2,584,402	2,946,555
連結営業収益	251,291	296,623	351,757
連結営業利益	43,754	74,483	100,156
連結経常利益	44,598	75,750	102,117
連結当期純利益	19,496	45,759	64,670
1 株当たり連結当期純利益（円）	97,479	228,793	323,348
1 株当たり配当金（円）			

（注）S M B C 日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は S M B C 日興証券以外の金融機関からも提案を受けましたが、S M B C 日興証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、当社グループの中長期的な成長のために実施した E f f y i s 社買収のための株式取得資金に係る金融機関からの借入の返済にあたってはエクイティ性資金の調達により充当することが望ましいと考えられること、また、本資金調達は上記「2．募集の目的及び理由」に記載した成長戦略としてのソーシャル・ビッグデータ活用の 3 つの展開の着実な進捗を財務面でサポートすること等から、本資金調達が当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。

その上で、「1．募集の概要」及び「3．資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「（1）割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、S M B C日興証券への割当を決定いたしました。

(注)本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるS M B C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

S M B C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、S M B C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針です。

当社とS M B C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定める予定です。

当社はS M B C日興証券との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、S M B C日興証券が残存する本新株予約権を全て行使した日、当社が残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり590円の支払を完了した日又は平成29年12月29日のいずれか先に到来する日までの間、S M B C日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。)の発行又は売却(但し、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けしており、割当予定先の平成26年9月30日現在の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、S M B C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う当社株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、S M B C日興証券と当社代表取締役社長CEOである内山幸樹の間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ではありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成26年6月30日現在)	
内山 幸樹	26.19%
株式会社オプト	6.97%
日本証券金融株式会社	4.54%
野村證券株式会社	3.17%

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

salesforce.com, inc. (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	2.88%
株式会社日立システムズ	2.88%
株式会社SBI証券	2.44%
松井証券株式会社	1.69%
シナジーマーケティング株式会社	1.44%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.39%

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は1,363,000株、権利行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、12.28%となります(平成26年11月30日現在で割当予定先が保有している当社の株式を除きます。)

9. 今後の見通し

平成26年11月7日付「平成26年12月期 第3四半期決算短信」にて公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、希釈化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位：千円)

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	-	-	943,781
営業利益	-	-	158,034
経常利益	-	-	146,489
当期純利益	-	-	69,255
1株当たり当期純利益(円)	-	-	11.74
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	-	-	131.20

(注) 1. 平成25年12月期より、連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 平成25年8月13日付で株式1株につき200株及び平成26年3月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、平成25年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(2) 最近3年間の業績(単体)

(単位：千円)

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高	504,415	640,177	915,809

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

営 業 利 益	107,153	51,769	151,342
経 常 利 益	107,007	42,564	139,909
当 期 純 利 益	108,529	29,336	65,109
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	97.20	6.46	11.04
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	-	-	-
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	280.36	75.22	130.77

(注) 1. 平成 25 年 8 月 13 日付で株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っておりますが、平成 23 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。

2. 平成 26 年 3 月 1 日付で株式 1 株につき 5 株の株式分割を行っておりますが、平成 24 年 12 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産を算定しております。

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 11 月 30 日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	9,735,500 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	483,000 株 (注)	4.96% (注)
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	-	-

(注) 平成 26 年 11 月 9 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社取締役及び従業員並びに子会社取締役に対し、第 16 回新株予約権を発行することを決議しております (発行日: 平成 27 年 2 月 5 日、潜在株式数: 142,000 株 (平成 26 年 11 月 30 日現在の発行済株式総数に対して 1.46%))。

(4) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
始 値	-	7,170 円	25,930 円 *3,240 円
高 値	-	23,430 円	28,350 円 *3,310 円
安 値	-	7,110 円	10,110 円 *986 円
終 値	-	23,430 円	16,290 円 *1,111 円

(注) 1. 当社株式は、平成 25 年 12 月 9 日をもって東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2. 平成 26 年 12 月期の株価については、平成 26 年 12 月 16 日現在で表示しております。

3. 当社は平成 26 年 2 月 28 日を基準日とし、平成 26 年 3 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株を 5 株に分割しております。平成 26 年 12 月期の株価について、*印は株式分割による権利落後の株価であります。

最近 6 か月間の状況

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	2,241 円	1,912 円	1,678 円	1,360 円	1,080 円	1,500 円
高 値	2,400 円	1,949 円	1,700 円	1,375 円	1,864 円	1,518 円
安 値	1,873 円	1,555 円	1,360 円	986 円	1,045 円	1,090 円
終 値	2,022 円	1,706 円	1,373 円	1,031 円	1,434 円	1,111 円

(注) 平成 26 年 12 月の株価については、平成 26 年 12 月 16 日現在で表示しております。

発行決議前営業日における株価

	平成 26 年 12 月 16 日現在
始 値	1,150 円
高 値	1,150 円
安 値	1,090 円
終 値	1,111 円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式の発行

払込期日	平成 25 年 12 月 8 日
調達資金の額	460,779 千円 (差引手取概算額)
発行価額	2,484 円
募集時における発行済株式総数	1,686,000 株
当該募集における発行株式数	140,000 株
募集後における発行済株式総数	1,826,000 株
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	サーバー等のインフラ費用等の設備資金として平成 26 年 12 月期に 30,000 千円、平成 27 年 12 月期に 30,000 千円を、新製品の開発等の事業展開に備えた人材採用に伴う費用として平成 26 年 12 月期に 20,000 千円、平成 27 年 12 月期に 20,000 千円を、展示会等の出展等のための広告宣伝費として平成 26 年 12 月期に 38,000 千円、平成 27 年 12 月期に 53,000 千円、本社事務所移転の敷金等として平成 27 年 12 月期に 100,000 千円、借入金の返済として平成 26 年 12 月期に 90,000 千円を充当する予定であります。残額は、経営戦略において収益性の向上に繋がる戦略資金として適宜充当する方針であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。
現時点における充当状況	サーバー等のインフラ費用及び設備資金に 30,000 千円、新製品開発に伴う人材費用に 2,000 千円、展示会等の出展のための広告宣伝費 2,000 千円を充当しております。

・第三者割当による新株式の発行 (オーバーアロットメントによる売出しにおける第三者割当増資)

払込期日	平成 25 年 12 月 27 日
調達資金の額	174,625 千円 (差引手取概算額)
割当価格	2,484 円
割当時における発行済株式総数	1,864,000 株
当該割当における発行株式数	703,030 株
割当後における発行済株式総数	1,934,300 株
割当先	野村証券株式会社
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	サーバー等のインフラ費用等の設備資金として平成 26 年 12 月期に 30,000 千円、平成 27 年 12 月期に 30,000 千円を、新製品

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>の開発等の事業展開に備えた人材採用に伴う費用として平成 26 年 12 月期に 20,000 千円、平成 27 年 12 月期に 20,000 千円を、展示会等の出展等のための広告宣伝費として平成 26 年 12 月期に 38,000 千円、平成 27 年 12 月期に 53,000 千円、本社事務所移転の敷金等として平成 27 年 12 月期に 100,000 千円、借入金の返済として平成 26 年 12 月期に 90,000 千円を充当する予定であります。残額は、経営戦略において収益性の向上に繋がる戦略資金として適宜充当する方針であります。なお、具体的な充当前期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。</p>
現時点における充当状況	<p>サーバー等のインフラ費用及び設備資金に 30,000 千円、新製品開発に伴う人材費用に 2,000 千円、展示会等の出展のための広告宣伝費 2,000 千円を充当しております。</p>

(注) 公募による新株式の発行における払込期日(平成 25 年 12 月 8 日)から第三者割当による新株式の発行(オーバーアロットメントによる売出しにおける第三者割当増資)における払込期日(平成 25 年 12 月 27 日)までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が 38,000 株増加しております。

以 上

(別紙)

株式会社ホットリンク
第 17 回新株予約権 (行使価額修正条項付)
発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社ホットリンク第 17 回新株予約権 (行使価額修正条項付)
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 8,041,700 円
3. 申込期間 平成 27 年 1 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 1 月 7 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、S M B C 日興証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社株式 1,363,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。))は、100 株とする。)、但し、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権の発行後、第 11 項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 13,630 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 金 590 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり金 5.9 円)
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社株式 1 株当たりの金額 (以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初金 1,223 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。
 10. 行使価額の修正
本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日 (以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日 (但し、決定日の前取引日に当社株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」という。))のない場合には、その直前の VWAP のある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

という。)における当社株式の普通取引のVWA Pの92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金889円(以下「下限行使価額」という。但し、第11項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社株式の株式分割又は当社株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものとして本を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

但し、本に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意

したときは、調整後の行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済株式数から、当該日における当社の有する当社株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社株式に割当てられる当社株式数を含まないものとする。行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。（但し、第14項第(2)号に定める場合を除く。）

その他当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。但し、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。

- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成 27 年 1 月 8 日から平成 29 年 12 月 29 日(但し、第 14 項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり金 590 円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり金 590 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第 17 項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

18. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 神田駅前支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本要項並びに割当先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、当社株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等を勘案し、当社の行動について均一の数量を一定の間隔で割当先に行使要請を行うこと等を仮定し、また、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって取引日毎に均一の数量の権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を評価結果と同額となる金590円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額は当初、平成26年12月16日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。

22. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役又はその指名する者に一任する。

以 上